

運 営 手 法 に つ い て

	運営形態名	概 要	長 所	短 所
直 営	直営	事業に直接関与する担当部署、職員による運営	・事業の継続性、安定性が保障される。	・初期経費、運転経費の両面で財政負担が大きくなる。
民 間 委 託	民間委託	民間企業等に委託	・民間技術を活用し、業務の効率化やコスト削減が図られる。	・営利本位になりがちで、平等・公平さが失われるなど、行政サービス低下の怖れがある。
	住民委託	住民団体に委託	・住民参加による施設の管理運営が図られる。 ・地域に根付いた施設運営が可能となる。	・行政の単なる下請け的な状況、存在に陥ることがある。
	指定管理者	施設の使用許認可権限など、行政からの権限移譲を受けた企業等民間法人による運営	・民間技術を活用し、業務の効率化やコスト削減が図られる。 ・運営主体が施設使用の許可権限をもてるため、多様で幅広いニーズに対応が可能となる。	・事業の継続性が担保されないため、職員の業務に対するモチベーションが低下しがちになる。
自 主 運 営	自主運営	住民スタッフによる運営（NPO法人運営方式含む）	・住民参加による事業運営が図られる。 ・地域に根付いた事業運営が可能となる。 ・委託とは異なり、住民が自主的に運営できる。	・住民スタッフが集まるか、また運営が軌道に乗るまでにはスタッフの中心的人物の育成など時間を要する。